

外形標準課税の税制改正の概要について

1. 税率の改正

外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が段階的に改正されます。

(平成27年度税制改正で見直された平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、平成28年度税制改正で更なる見直しがあり、税率が改正されました。)

<法人事業税>

所得等の区分		税率			
		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
	所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	軽減税率不適用法人(※1)				
付加価値割	0.48%		0.72%	1.2%	
資本割	0.2%		0.3%	0.5%	

<地方法人特別税>

課税標準	税率			
	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度(※2)
基準法人所得割額	148%	67.4%	93.5%	414.2%

(※1) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有する法人をいいます。

(※2) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止され、法人事業税に還元されます。

2. 資本割の課税標準の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金等の額(※1)と、資本金に資本準備金を加えた額とを比較し、大きい方の金額を資本割の課税標準額とします。

なお、法人県民税均等割の税率区分の基準についても、資本割の課税標準額と同様のもとなります。

(※1) 無償増資・無償減資等による欠損填補を調整後の金額

3. 付加価値割における所得拡大促進税制の導入(経過措置)

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、雇用者給与等支給増加額(※1)を付加価値割の課税標準額から控除することができます。

要件	① 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が次に掲げる割合以上であること。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度</td> <td>3%以上</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度</td> <td>4%以上</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度</td> <td>5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	割合	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上
	事業年度	割合							
	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%以上							
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%以上								
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%以上								
② 雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額(前事業年度)									
③ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額(前事業年度)									
※ ①～③の計算については、原則として、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度【所得拡大促進税制】の計算の例によります。									
控除額	雇用者給与等支給増加額(※1) (雇用安定控除の適用を受ける場合は、雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除調整率(※2)を乗じた金額が控除額となります。)								

(※1) 雇用者給与等支給増加額＝雇用者給与等支給額－基準雇用者給与等支給額

(※2) 雇用安定控除調整率＝(収益配分額－雇用安定控除額)÷収益配分額

4. 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置(経過措置)

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①及び②の要件を満たす場合には、法人事業税額から一定額を控除します。

※ 中間申告については、適用対象となりません。

要件	① (ア) 「調整後付加価値額(※1)」 < 40億円				
	② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の場合 (イ) 「基準法人事業税額(※2)」 > (ウ) 「平成27年3月31日現在の税率を適用した法人事業税額(※3)」 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の場合 (イ) 「基準法人事業税額(※2)」 > (ウ) 「平成28年3月31日現在の税率を適用した法人事業税額(※3)」				
控除割合	開始事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度	平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度
	(ア) 「調整後付加価値額」が30億円以下の法人	1/2	3/4	1/2	1/4
	(ア) 「調整後付加価値額」が30億円超40億円未満の法人	(40億円－(ア))÷20億円	(40億円－(ア))×3÷40億円	(40億円－(ア))÷20億円	(40億円－(ア))÷40億円
控除額(※4)	(イ)－(ウ) × 控除割合				

(※1) 付加価値額×12÷事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)

(※2) 当該事業年度の税率を適用した付加価値割、資本割、所得割の合計額。
各割ごとに100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合はこれを切り捨てます。

(※3) 付加価値割、資本割、所得割の合計額

(※4) 控除額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合はこれを切り上げます。

<お問い合わせ先>

西部県税事務所	法人課税課	TEL 082-513-5353, 5355, 5357
東部県税事務所	課税第一課	TEL 084-921-1311 (内線: 2231, 2232)
北部県税事務所	課税課	TEL 0824-63-5181 (内線: 3131, 3132)
県庁税務課	指導第一グループ	TEL 082-513-2327

